

さくら市水道事業指定給水装置工事事業者の新規申請・更新申請について

(指定の申請)

1. 指定は、給水装置工事事業者の事業を行う者の新規申請または更新申請により行う。
2. 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規程に定められた指定給水装置工事事業者指定・更新申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
 - (2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地並びに規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の写し
 - (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - (4) 事業の範囲

(添付書類)

前項の申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 施行規則に定められた誓約書（様式第2号）
- (2) 法人の場合は定款又は寄付行為及び登記簿謄本、個人の場合は住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- (3) 給水装置工事主任技術者免状の写し
- (4) 事務所に選任されることとなる主任技術者が、本人であることが確認できる書類の写し（給水装置工事主任者技術証・健康保険・被健康保険者証・運転免許証など）
- (5) 上記機械器具・事務所内外観の写真
- (6) 事務所の平面図及び付近案内図

(その他)

指定事業者指定され事業者証を発行する際に、手数料が15,000円かかります。

更新時にはさくら市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用）として、以下の確認を行いますので、申請書と併せて提出をお願いします。

- ①指定給水装置工事事業者の業務内容（別紙1/3）
- ②給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（別紙2/3）
- ③適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況（別紙3/3）